

# 中小企業従業員退職金等共済制度

## 制度の概要と審議会の審議経過をお知らせします

中小企業従業員退職金等共済制度については、平成13年10月15日号の市報で、その現状と概要をお知らせしました。その後、運営審議会では、今後の在り方について、審議を続けています。市では、今後の審議および答申を踏まえ、方針を定め、この課題に取り組みたいと考えています。

今回は、制度の概要と運営審議会の審議経過をお知らせします。

産業振興課(☎☎内線144)

### 制度の概要

#### 制度の趣旨

中小企業従業員退職金等共済制度は、昭和46年4月に旧田無市で設置されました。この制度は、中小企業者の相互扶助と市が主体となった安定した運営により、大企業と比較して退職金制度を独自に持つことが困難な中小・零細企業の退職金制度を確立するために発足したものです。

#### 制度の概要

- 1) 共済契約 市内に事業所・事務所をもつ中小企業(共済契約者)が加入し、加入企業の全従業員(被共済者)が給付を受ける対象者となります(現在、新規加入の受け付けは停止しています)。
- 2) 共済掛金 1人月額千200円(1口・最高10口まで・事業主負担)

事業主の負担する掛金は、法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費としてそれぞれ全額控除できます。

- 3) 退職給付金等 被共済者の退職時に退職一時金、契約解除時に解約手当金が支給されます。退職一時金は、退職所得「解約手当金は、一時所得」として取り扱われます。

「退職所得」…退職金等を得た者が、他の所得と分離して所得税がかかります。収入金額からその人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を差し引いた残りの2分の1の金額が、課税の対象となります。

「一時所得」…一時的な性質の所得をいい、収入金額から特別控除額を差し引いた金額の2分の1額を他の所得(給与所得等)と合計し、これを総所得金額として税金を計算します。

### 制度の経過と今後の見込み

#### (1) 制度改正の経過

制度発足当時は、高度成長期のもと、高い運用利回りにより退職一時金の給付ペースも7割を超える高水準を保っていました。しかしバブル崩壊後、低金利の影響を受けて財政運営は徐々に厳しい状況になっています。

平成5年度から単年度収支のバランスが崩れ、基金を取り崩す状況となりました。当時は金利上昇に対する期待感もありましたが、運営審議会の答申を踏まえて、平成12年4月に次のような制度の大幅な改正が行われました。

図1 制度改正後の退職一時金

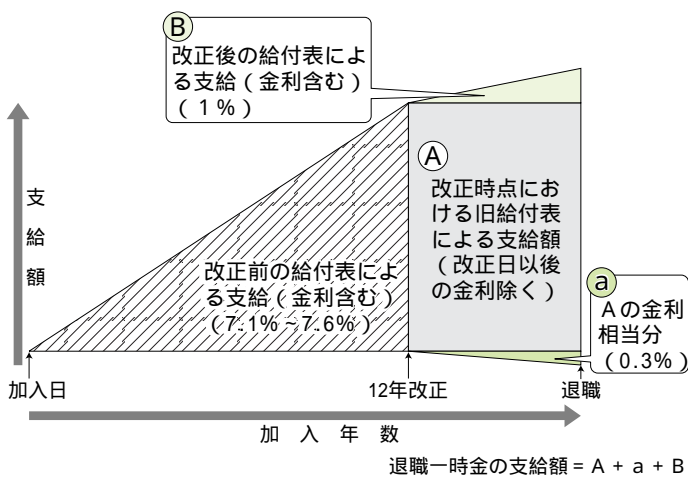
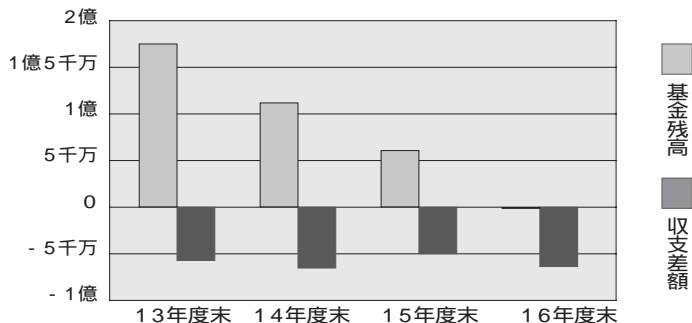


図2 基金残高の見込み



### 運営審議会の審議経過

これを基金から取り崩していくと、平成16年度中には基金残高がなくなってしまうことが想定されます(図2参照)。

制度全体の不足額

制度に加入している被共済者(従業員)全員が一度に退職した場合に支払うべき金額を「責任準備金」といいます。平成13年度末時点での責任準備金は約9億4千万円と算出されています。この制度の資産である上記の1億7千777万797円との差額は、約7億6千万円あり、この金額が、制度として準備しておくべき金額と比較して不足していると考えられます。

現在共済契約者(企業)が継続して共済制度に納入している掛金は、今後退職する被共済者(従業員)の退職一時金に充当(図1のB部分)されるため、この不足額は、金融環境が劇的に変化し、金利によって基金が大幅に増えるような事態にならない限り、減ることは見込めません。

運営審議会は、平成12年度の制度改正を踏まえ、この制度を終わらせていく方向でその手段などを検討していくことを目指して審議を開始しました。

これまで、計8回の審議会を開催しています。

1 審議会における主な論点(清算方法として、直近の時期に全て清算して制度を終わらせるか、被共済者が給付金を退職所得として受け取れる形で継続しながら順次清算していくか、制度を清算した場合の給付金に対する課税

### 国民年金

#### 保険料免除申請書および学生納付特例申請書の提出

平成14年4月からの国民年金保険料免除制度改正に伴い、免除申請が承認された方の免除申請書提出期間が変更になります。

なお、学生納付特例申請書の提出期間も変更になります。

全額免除および半額免除を承認された方の免除申請書提出期間については、平成14年度は全額免除を承認された方および半額免除を承認された方で、引き続き免除を希望する場合には、平成15年7月5日(8月末日)に国民年金保険料免除申請書を提出してください。

この期間を過ぎて申請すると、申請した月の前月からとなり、1年間(7月～翌年の6月)の免除期間が承認されません。

学生納付特例申請書の提出期間については、平成14年度の承認を受けている方および初めて申請される方で、平成15年度の1年間(4月～翌年3月)学生納付特例期間の承認を受けた場合には、4月～5月末日に学生納付特例申請書の提出をしてください。この期間を過ぎて申請すると、申請した月の前月からとなり、1年間の学生納付特例期間が承認されません。ご注意ください。

詳しくは、お問い合わせください。

保険年金課(☎☎内線1493、1494、☎☎内線2137、2138)

### 農業に関する意識調査の結果がまとまりました

昨年夏に市民の皆さんの協力で実施しました、西東京市農業振興計画策定のための「市民意識調査」および「農家意向調査」の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

市民意識調査

16歳以上の市民2千人を無作為抽出し、約50分の方から回答をいただきました。

主な結果は、次のとおりです。

農業・農地への評価は高く、安全安心な農産物を求めている。

市内農産物の入手意向が高く、直売だけでなく、日ごろ利用するスーパー等での販売の希望も多い。

農業体験意向は高く、農作業の手伝いを希望する市民もいて、農家との交流を求めている。

農家意向調査

市内314戸の農家を対象に、ほとんどの農家から回答をいただきました。主な結果は、次のとおりです。

農業継続意向は高いが、相続税などが課題となっている。畑への不法投棄など市民の農業への理解が課題となっている。

販売方法は多様化する傾向があり、有機・無農薬栽培を志向している。

この調査結果については、今年度策定する西東京市農業振興計画に反映させます。

なお、詳細をまとめた「西東京市農業振興計画策定委員会調査報告書」は、情報公開コーナー(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)および各図書館で閲覧いただけます。

産業振興課(☎☎内線144)

### 高齢者等への現行運賃制度を延長します

4月1日～平成16年3月31日

はなバスに無料で乗車できる現行の制度を、来年3月31日まで延長します。

対象となる方は、次のとおりです。

① 医療証を所持している方および介助者  
老人医療受給者証を所持している方および介助者

高齢受給者証(各保険者が交付)を所持している方および介助者

シルバーバス保持者

車椅子の介助者

ご乗車の際は、のいずれかの証をご提示ください。

また、介助者の方は、その旨を運転手に申し出てください。

交通計画課(☎☎内線247)

はなバスで楽しいお出かけ  
ショッピング ♥♥♥